

審査結果概要書

平成 25 年 2 月 22 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	ロイヤルホテル 高効率照明化への更新プロジェクト
排出削減事業者名	大和リゾート株式会社
排出削減共同実施事業者名	大和ハウス工業株式会社
その他関連事業者名	
事業実施場所	<p>大山口ロイヤルホテル (鳥取県西伯郡伯耆町丸山中祖 1647-13)</p> <p>別府湾ロイヤルホテル (大分県速水郡日出町平道入江 1825)</p> <p>南淡路ロイヤルホテル (兵庫県南あわじ市福良丙 317)</p> <p>長浜ロイヤルホテル (滋賀県長浜市大島町 38)</p> <p>砺波ロイヤルホテル (富山県砺波市安川字天皇 330)</p> <p>浜名湖ロイヤルホテル (静岡県浜松市西区雄踏町山崎 4396-1)</p> <p>裏磐梯ロイヤルホテル (福島県西伯郡伯耆町丸山中祖 1647-13)</p>
事業の概要	本事業は、7箇所のロイヤルホテル(大山、別府湾、南淡路、長浜、砺波、浜名湖、裏磐梯)において既存の照明を、高効率照明へ更新し、省エネを図るものである。
排出削減量の計画	<p>< 限界電源炭素排出係数使用 > 【限界電源炭素排出係数使用の場合】</p> <p>2011年度：69 tCO₂/年 2012年度：198 tCO₂/年 (事業実施期間合計 267 tCO₂)</p>

	<p>【全電源炭素排出係数の場合（参考値）】</p> <p>2011年度：55 tCO₂/年</p> <p>2012年度：165 tCO₂/年</p> <p>（事業実施期間合計 220 tCO₂）</p>
国内クレジット 認証期間	<p>事業開始日 2011年11月1日</p> <p>終了予定日 2013年3月31日</p>
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	<p>事業計画が日本国内で実施されていることを、2012年12月4日に事業サイトを訪問して確認した。</p> <p>排出削減事業実施場所：大山口イヤルホテル他6箇所 （鳥取県西伯郡伯耆町丸山中祖1647-13 他6箇所）</p>
追加性を有すること	<p>1) 法的義務がないこと</p> <p>本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO₂排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。</p> <p>2) 設備が継続利用可能であること</p> <p>本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備（蛍光灯）を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認により確認している。</p> <p>3) 投資回収年数</p> <p>排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により平成21年度分が4.3年、平成22年度分が3.2年、平成23年度分が3.4年、平成24年度分が3.2年、全体で3.2年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。また、投資回収年数については、本事業は補助金を受けておらず、全投資額をもとに算出していることを確認している。</p> <p>4) 追加性判断における定性要因</p>

	<p>大和リゾート株式会社は、大和ハウス工業株式会社のグループ会社であり、大和ハウスグループの環境方針に従って、積極的に省エネ・低炭素投資を行っている。事業者のリゾートホテルの運営の中で、ホテルの利用者へも環境配慮を実感していただくと同時に、質の高い「おもてなし」を提供していきたいという想いと、国内クレジット制度の意義、目的がマッチし、意思決定に至ったことを事業者への質問により確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。</p>
<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存の照明設備よりも省電力の照明設備に更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により高効率照明設備への更新を行わなかった場合、既存の照明設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（稼働時間）を把握できることを確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4 . 特記事項

なし